

第16表 結婚斡旋状況

本表は「厚生省報告例」に基づいて作成されたものである。

年次	相談件数			申込件数			照会組数 (見合)	成立組数
	総数	男	女	総数	男	女		
昭和27年度	8 405	4 016	4 389	941	479	462	906	204
28	13 705	6 352	7 355	1 855	834	1 021	1 510	318
29	16 067	7 265	8 802	2 280	929	1 351	1 326	187
30	16 119	7 073	9 046	2 298	851	1 447	1 464	170

(注) 資料 大阪府立夕陽丘結婚相談所。

第17表 児童福祉施設

本表は昭和30年12月末日現在で「厚生省報告例」に基づいて作成されたものである。

施設	施設数	職員数						収容または 利用定員
		事務職員		技術職員		その他		
		男	女	男	女	男	女	
昭和27年度	271	115	46	437	1 079	92	223	14 605
28	303	117	56	364	1 082	212	230	19 227
29	301	123	69	364	1 248	463	461	18 917
30	364	286	180	391	1 232	163	329	23 589
助産施設	9	8	7	23	37	14	6	75
乳児院	6	4	3	6	60	2	22	220
母子寮	25	18	19	32	35	6	9	567
保育所	264	177	128	195	743	97	188	17 557
児童厚生施設	12	-	-	12	-	-	-	952
養護施設	41	61	21	89	283	29	85	3 528
精神薄弱児施設	5	9	1	15	31	3	13	290
虚弱児施設	-	-	-	-	-	-	-	-
し体不自由児施設	1	1	1	6	26	5	6	100
盲児施設	-	-	-	-	-	-	-	-
ろうあ児施設	-	-	-	-	-	-	-	-
教護院	1	8	-	13	17	7	-	300

(注) 資料 大阪府民生部児童課。

第18表 児童福祉施設収容実人員数

本表は「厚生省報告例」に基づいて作成されたものである。

年次	乳児院	養護施設	精神薄弱児施設	教護院	し体不自由児施設
昭和27年度平均	164	2 929	253	310	20
28	163	3 066	263	269	48
29	167	3 062	281	190	47
30	180	3 254	295	207	83

(注) 資料 大阪府民生部児童課。

第23章

衛生

第23章 衛生

(1) 医療施設

A 病院数

医療法施行規則に規定された手続きによって提出された報告の結果によると、昭和30年末における病院総数（昭和23年の医療法の制定に伴い、従来、病院とされていた病床数10～19床の施設は一般診療所と見なされることとなった）は290で、そのうち約8割までがその他の病院（一般病院）である。医療法制定の23年以後の病院数は年々増加傾向にあり、30年末現在では23年の約1.8倍となっている。この昭和30年末における病院を経営主体別にみると、医療法人を含む法人立が109（37.6%）でもっとも多く、個人は98（33.8%）、官公立68（23.4%）、会社所属15（5.2%）の割合である。さらに、病院の種類別でみると精神病院は法人立が60%（6施設）、結核病院（療養所）は官公立が39.1%（9施設）、法人立39.1%（9施設）、伝染病院は官公立のみ、その他の病院（一般病院）は法人立が38.5%（94施設）、個人立が37.7%（92施設）を占め、それぞれ高い比率を示している。また、経営主体別の増減状況を昭和26年末現在と比較すると、官公立が17施設（33.3%）、法人立が59施設（118.0%）、個人立が8施設（7.5%）と、いずれも増加し、特に法人立が2倍以上と著しく増加している。一般診療所、歯科診療所も698施設（24.5%）、245施設（18.0%）の増加となっている。

B 病床数

昭和30年末における病院の総病床数は30,354床である。この病床数を種類別でみると、精神病床2,726床（9.0%）、結核病院（療養所）6,977床（23.0%）、伝染病院1,041床（3.4%）、その他の病院（一般病院）19,610床（64.6%）の割合となっている。病床数の増減状況を昭和26年と比較すると、総病床数では9,426床（45.0%）、精神病床は880床（47.7%）、結核病床は2,026床（40.9%）、その他の病床6,533床（50.0%）と増加しているが、伝染病床は13床（1.2%）の減少となり、伝染病床を除いて他の病床は年々著しい増加を示している。30年末における病床数を経営主体別にみると、官公立12,914床（42.5%）、法人立12,355床（40.7%）、個人立3,972床（13.1%）、会社所属1,113床（3.7%）となり、さらに、病床の種類別でみると、精神病床では法人立が1,445床（53.0%）、結核病床では官公立が4,761床（68.2%）、伝染病床は官公立のみ、その他の病床（一般病床）では法人立が9,092床（46.4%）と、それぞれの病床のうちもっとも多くを占めている。

C 医療関係従事者数

昭和30年末現在における大阪府下の医師数（届出のあったもののみ）は6,737人で、府民686人に対し1人の割合となり、この医師数の内訳は医療施設の従事者6,294人（93.4%）、衛生行政または保健衛生の業務の従事者119人（1.8%）、その他324人（4.8%）となっている。歯科医師数は2,069人で、府民2,232人に対し1人の割合となり、歯科医療施設の従事者1,984人（95.8%）、衛生行政または保健衛生の業務の従事者11人（0.6%）、その他74人（3.6%）となっている。薬剤師数は6,466人で、府民714人に対し1人の割合となり、この内訳は医薬品の製造輸入販売に従事するものは1,977人（30.6%）でもっとも多く、次いで、その他1,380人（21.3%）、薬局の開業者1,362人（21.1%）、病院診療所に勤務するもの719人（11.1%）、薬局に勤務するもの689人（10.7%）、衛生行政に従事する薬剤師248人（3.8%）、薬学の研究に従事する薬剤師91人（1.4%）の順となっている。保健婦の免許取得者は1,792人で、そのうち養成所卒業のものは846人（47.2%）、試験合格のものは517人（28.9%）、その他429人（23.9%）となっている。

看護婦、看護人、准看護婦の免許取得者はあわせて22,456人で、その内訳は看護婦18,409人（82.4%）、看護人79人（0.3%）、准看護婦3,887人（17.3%）となり、看護婦のうち試験合格のものは8,336人（45.3%）、指定学校または講習所卒業のものは10,153人（54.7%）である。助産婦の免許取得者は7,201人で、その内訳は指定学校または講習所卒業のものは1,254人（17.4%）、試験合格によるものは5,947人（82.6%）となっている。

(2) 死亡の概況

本府の死亡状態は戦後急速に改善されたことは周知のとおりである。すなわち、昭和27年中における死亡者数32,697人であったものが、30年中には30,821人となり、1,876人（5.7%）の減少となっている。いま、27年を基準として年次別に指数化すると、27年100.0、28年97.4、29年96.1、30年94.3と年々減少傾向にあることがわかる。この30年中における死亡者数を年齢階級別にみると、やはり60才以上が14,491人（46.9%）でもっとも多く、次いで50～59才の4,406人（14.3%）、0～9才4,323人（14.0%）、40～49才の2,838人（9.2%）、20～29才の2,199人（7.2%）、30～39才の1,739人（5.7%）、10～19才の808人（2.7%）、その他となっている。次に、死因別に多いものより拾っていくと、1. 悪性新生物4,230人（13.7%）、2. 中枢神経系の血管損傷4,207人（13.6%）、3. 精神病の記載のない老衰並びに診断名不相当及び不明の原因3,465人（11.2%）、4. 呼吸器系の結核2,694人（8.7%）、5. その他のすべての疾患2,385人（7.7%）、6. 動脈硬化性及び変性性心臓疾患1,674人（5.4%）、7. 自殺及び自傷1,213人（3.9%）、8. 肺炎（新生児肺炎を除く）1,162人（3.8%）、9. 胃炎12指腸炎、腸炎及び大腸炎1,105人（3.5%）、10. その他の不慮の事故1,082人（3.5%）、11. その他の新生児固有の疾患及び性質不明の未熟児1,027人（3.3%）、12. 腎炎及びネフローゼ887人（2.9%）、13. 胃及び12指腸の潰瘍647人（2.1%）、14. その他の心臓疾患593人（1.9%）、15. 肝硬変460人（1.5%）、16. 自動車事故401人（1.3%）の順で、これらが主な死因である。これを前年と比較してみると、麻疹、悪性新生物、中枢神経系の血管損傷、胃炎12指腸炎、腸炎及び大腸炎、精神病の記載のない老衰並びに診断名不相当及び不明の原因等が主に増加し、これに反して、減少している主な死因には呼吸器系の結核、その他の結核、梅毒及びその続発症、赤痢、百日咳、心臓の記載のない高血圧症、肺炎（新生児肺炎を除く）、胃及び12指腸の潰瘍、妊娠分娩及び産褥の合併症、その他の新生児固有の疾患及び性質不明の未熟児、その他のすべての疾患、自殺及び自傷等がある。

(3) 伝染病

昭和30年中大阪府に発生した法定伝染病のうちで、前年と比較して特に注目されるのは戦後から増加傾向にあった、しよ紅熱、ジフテリアの著しい増加と、これに反して最近や減少傾向にある赤痢、疫痢、流行性脳脊髄膜炎等の減少していることである。次に届出伝染病のうちで、前年と比較して特記されることは、麻疹、インフルエンザが著しい増加を示したのに反し百日咳が減少していることである。なお、届出伝染病は従来20種であったものが29年7月伝染病届出規則を廃止し、このうちに規定している届出伝染病を伝染病予防法に繰入れた際デング熱、黄熱、肺炎、産じよく熱、鼻疽の5種を減じて16種（呼吸器系の結核、その他の結核を含まず）となった。主な法定伝染病について検討してみると、昭和30年中の赤痢の患者数は法定伝染病患者数3,684人のうちでもっとも多く1,721人となっている。前年より23人（1.3%）の減少となっているが、戦後最低の数値を示した23年の270人と比較すると、実数で6.4倍となっている。疫痢の患者数は466人（12.7%）で前年より214人（31.5%）と大巾に減少しているのが目立つ。腸チフスは戦後著しく減少した伝染病で、20年に1,100人であったものが、戦後最低の29年には122人となり、88.9%も減少している。減少傾向にあったこの患者数が27年以降は停滞しはじめて30年には140人となり、前年より18人（14.8%）増加しているのが今後の推移には十分注意しなければならない。しよ紅熱患者数は463人で前年より141人（43.8%）増加している。ジフテリア患者数は20年を最高として減少傾向にあったが、30年には805人と前年より327人（68.4%）も増加となっているのは注目される。本疾患に対する予防接種の効力が知られているだけに29年よりの増加傾向に対する対策が要望されるわけである。次に、30年中に発生した届出伝染病のうち主なものを検討してみると、ましんの届出患者数は戦後最高の7,741人には至っていないが、前年より2,386人（180.5%）と大巾に増加している。次いで、戦後届出制のしかれた百日咳であるが、これは160人で前年より1,890人（92.2%）と大巾に減少している。なお、この数字は戦後最低の記録で特に注目される。インフルエンザの患者数は1,638人で、前年より1,620人と急激な増加で戦後最高の発生数となっている。

第1表 理容及び美容

本表は「厚生省報告例」に基づいて作成されたもので各年末現在の数字である。

年次	理容		美容	
	理容所	理容師数	美容所	美容師数
昭和27年	3 893	9 696	2 580	7 756
28	4 074	11 635	2 792	10 294
29	4 288	12 249	2 962	7 674
30	4 541	11 780	3 252	10 412

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第2表 公衆浴場

本表は「厚生省報告例」に基づいて作成されたもので各年末現在の数字である。

年次	総数	公営浴場	
		公営浴場	私営浴場
昭和27年	1 442	32	1 410
28	1 452	32	1 420
29	1 526	32	1 494
30	1 642	32	1 610

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第3表 ホテル、旅館、下宿

本表は「厚生省報告例」に基づいて作成されたもので各年末現在の数字である。

年次	総数	下宿		
		ホテル	旅館	下宿
昭和27年	2 540	4	2 352	184
28	2 759	4	2 527	228
29	3 045	4	2 777	264
30	3 078	4	2 773	301

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第4表 牛乳搾取及び処理

本表は「厚生省報告例」に基づいて作成されたもので各年末現在の数字である。但し、搾取量及び処理量は各年間のものである。

年次	牛乳搾取場数	乳牛頭数	年間牛乳搾取量		年間牛乳処理量	
			斗	斗	斗	斗
昭和27年	1 614	4 989	1 248	155	49	1 797 353
28	1 556	5 978	1 378	582	58	1 998 137
29	1 809	6 462	1 669	712	57	2 463 223
30	...	7 680	1 667	398	62	2 588 398

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第5表 医師及び歯科医師

本表は医師法及び歯科医師法による届出票を集計したもので各年末現在の数字である。

年次	医師				歯科医師			
	総数	医療施設の従事者	衛生行政または保健衛生の業務の従事者	その他	総数	歯科医療施設の従事者	衛生行政または保健衛生の業務の従事者	その他
昭和27年	5 257	1 653
28	5 312	5 001	231	80	1 770	1 714	32	24
29	6 448	5 994	348	106	1 986	1 881	58	47
30	6 737	6 294	119	324	2 069	1 984	11	74

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第6表 薬剤師

本表は薬剤師法による届出票を集計したもので各年末現在の数字である。

年次	総数	薬剤師の実務に従事する薬剤師数				衛生行政に従事する薬剤師数	薬学の研究に従事する薬剤師数	その他
		薬局の開業者	薬局に勤務するもの	病院診療所勤務	医薬品の製造輸入販売に従事するもの			
昭和27年	5 479	1 566	349	333	1 826	144	63	1 198
28	5 594	1 665	339	464	1 576	180	74	1 296
29	6 370	1 313	647	659	1 987	241	65	1 458
30	6 466	1 362	689	719	1 977	248	91	1 380
男女	4 442	936	343	355	1 758	217	73	760
	2 024	426	346	364	219	31	18	620

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第7表 薬局

本表は薬局法による届出票を集計したもので各年末現在の数字である。

年次	総数	薬剤師が開設するもの			無薬局町村数
		薬剤師が開設するもの	非薬剤師が開設するもの	無薬局町村数	
昭和27年	1 566	1 080	486	63	
28	1 731	1 106	625	59	
29	1 727	1 304	423	55	
30	1 927	1 577	350	34	

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第8表 保健婦

本表は保健婦法による届出票を集計したもので各年末現在の数字である。

年次	総数	養成所卒業のもの		
		養成所卒業のもの	試験合格のもの	その他
昭和27年	1 570	790	436	344
28	1 772	837	506	429
29	1 784	840	515	429
30	1 792	846	517	429

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第9表 看護婦及び看護人

本表は看護婦法及び看護人法による届出票を集計したもので各年末現在の数字である。

Table with columns: 年次, 総数, 新制の准看護婦, 旧制 (看護婦及び看護人: 小計, 試験合格, 指定学校または講習所卒業, その他), 准看護婦. Rows for years 27, 28, 29, 30.

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第10表 助産婦

本表は助産婦法による届出票を集計したもので各年末現在の数字である。

Table with columns: 年次, 総数, 指定学校または講習所卒業, 外国学校卒業, 試験合格によるもの, 従来開業限地開業. Rows for years 27, 28, 29, 30.

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第11表 あんま、はり、きゆう師及び柔道整復師

本表はあんま、はり、きゆう師法及び柔道整復師法による届出票を集計したもので各年末現在の数字である。

Table with columns: 年次, あんま師 (マッサージ), はり師, きゆう師, あんまはり兼業, あんまきゆう兼業, はりきゆう兼業, あんま、はりきゆう兼業, 柔道整復師. Rows for years 27, 28, 29, 30, and gender breakdown.

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第12表 栄養士及び調理士

本表は栄養士法及び調理士法による届出票を集計したもので各年末現在の数字である。

Table with columns: 年次, 栄養士 (総数, 指定養成所卒業によるもの, 試験合格によるもの, 栄養士法第11条によるもの), 調理士 (免許を与えた数, 有資格者数). Rows for years 27, 28, 29, 30.

(注) 資料 大阪府衛生部監理課及び公衆衛生課。

第13表 病院及び診療所

本表は医療法施行規則第13条に規定する手続きによつて提出された報告に基づいて作成されたもので昭和30年にかんする数字である。病院とは医療法第1条に規定される医師または歯科医師が公衆または特定多数人のため医療または歯科医療をなす場所、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。診療所とは患者20人以下の収容施設を有するものをいう。

Table with columns: 種類, 病院数 (年末現在), 病床数 (年末現在), 在院患者延数 (年), 新入院患者数 (年), 退院患者数 (年), 外来患者延数 (年). Rows for categories: 精神病院, 結核病院(療養所), 伝染病院, その他の病院, 一般診療所, 歯科診療所. Includes sub-categories like 国立, 公立, 私立, 法人, 個人.

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第14表 性病病院診療所

本表は医療法施行規則第13条に規定する手続きによつて提出された報告に基づいて作成されたもので昭和30年末現在の数字である。

Table with columns: 都道府県立, 市立, 町村立. Sub-columns: 病院, 診療所, 施設数, 許可病床数. Rows for counts.

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第15表 性病患者数

本表の患者数は「伝染病簡速統計」によつたものである。伝染病簡速統計とは伝染病予防法及び伝染病届出規則に基づき医師の届出により作成されたもので各年末現在の数字である。

Table with columns: 年次, 総数 (計, 男, 女), 梅毒 (計, 男, 女), りん病 (計, 男, 女), 軟性下かん (計, 男, 女), その他 (計, 男, 女). Rows for years 27, 28, 29, 30.

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第16表

法定伝染病患者数及

本表は「伝染病調査統計」によつたものである。比率は人口10万当りを示し、比率算定

Table with columns for year (昭和20-30), category (コレラ, 赤痢, 病), and sub-categories (大患, 阪率, 全患, 国率).

Table with columns for year (昭和20-30), category (痘, そ, う, 発しんチフス, しょ, う, 紅熱), and sub-categories (大患, 阪率, 全患, 国率).

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第17表

法定伝染病死亡者数

本表は「人口動態調査」によつたものである。比率は人口10万当りを示し、比率算定に

Table with columns for year (昭和20-30), category (コレラ, 赤痢, 病), and sub-categories (大死, 阪率, 全死, 国率).

Table with columns for year (昭和20-30), category (痘, そ, う, 発しんチフス, しょ, う, 紅熱), and sub-categories (大死, 阪率, 全死, 国率).

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

び患者率の年次推移

用いられた人口は各年次10月1日現在の国勢調査または推計人口によつている。

Table with columns for category (腸チフス, パラチフス, ペスト) and sub-categories (大患, 阪率, 全患, 国率).

Table with columns for category (ジフテリア, 流行性脳脊髄膜炎, 日本脳炎) and sub-categories (大患, 阪率, 全患, 国率).

及び死亡率の年次推移

用いられた人口は各年次10月1日現在の国勢調査または推計人口によつている。

Table with columns for category (腸チフス, パラチフス, ペスト) and sub-categories (大死, 阪率, 全死, 国率).

Table with columns for category (ジフテリア, 流行性脳脊髄膜炎, 日本脳炎) and sub-categories (大死, 阪率, 全死, 国率).

第 18 表

法定伝染病月別患者数及び死亡者数

本表の患者数は「伝染病調査統計」により、死亡者数は「人口動態調査」によつたものである。日本脳炎は昭和21年7月より法定伝染病となつた。本表の患者数は眞性のみ、死亡者数は

年	月	総 数		赤 痢				疫 痢	
		患者	死者	アメーバ		細菌性		患者	死者
				患者	死者	患者	死者		
昭和	28年	2 987	320	24	2	1 361	49	653	199
	29	3 433	293	37	-	1 707	52	680	199
	30	3 684	310	43	2	1 678	62	466	164
	1月	330	18	-	-	128	2	23	8
	2	223	22	4	-	75	8	15	4
	3	213	19	2	-	48	1	20	7
	4	183	15	1	-	62	1	26	9
	5	219	16	3	-	91	1	31	12
	6	207	12	5	-	114	2	28	7
	7	257	33	-	-	149	8	43	19
	8	437	66	7	-	274	13	86	33
	9	465	60	6	1	261	15	101	25
	10	548	24	5	-	359	3	52	20
	11	321	23	6	1	85	3	20	13
	12	281	22	4	-	32	5	21	7

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第 19 表

届出伝染病、食中毒月別患者数及び死亡者数

本表の患者数は「伝染病調査統計」により、死亡者数は「人口動態調査」によつたものである。届出伝染病は伝染病届出規則に基づいている。

年	月	総 数		マラリア		ましん		百日せき		インフルエンザ		急性灰白髄炎	
		患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
昭和	28年	62 805	3 835	28	-	6 044	250	1 583	36	486	70	289	27
	29	60 948	3 624	29	2	1 322	45	2 060	51	18	-	365	24
	30	69 211	3 463	2	1	3 708	147	160	6	1 638	16	190	38
	1月	3 496	344	-	-	140	4	15	-	-	-	8	2
	2	4 704	245	-	-	683	11	21	-	368	1	11	4
	3	10 107	597	-	-	1 288	28	42	-	1 231	11	16	6
	4	5 428	295	2	1	553	34	13	1	38	2	11	2
	5	6 325	301	-	-	667	34	15	1	1	2	17	2
	6	5 637	234	-	-	237	25	13	3	-	-	29	3
	7	6 179	256	-	-	105	9	9	-	-	-	25	1
	8	7 209	263	-	-	23	2	9	-	-	-	19	1
	9	6 242	233	-	-	2	-	11	-	-	-	14	6
	10	4 862	235	-	-	7	-	6	1	-	-	11	4
	11	4 503	229	-	-	-	-	1	-	-	-	19	4
	12	4 519	231	-	-	3	-	6	-	-	-	10	3

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

者数及び死亡者数

「人口動態調査」によつたものである。日本脳炎は昭和21年7月より法定伝染病は伝染病予防法に基づいている。

腸チフス		パラチフス		しろう紅熱		ジフテリア		流行性脳脊髄膜炎		日本脳炎	
患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
129	11	31	2	196	-	529	31	39	7	25	19
122	4	19	2	322	2	478	20	52	9	16	5
140	9	12	3	463	2	805	45	36	9	41	14
20	2	1	-	66	-	86	6	6	-	-	-
7	1	1	-	39	-	74	8	8	1	-	-
5	-	-	1	51	-	87	9	-	1	-	-
8	-	1	-	26	-	53	2	6	3	-	-
13	-	1	-	33	1	44	1	3	1	-	-
8	1	-	1	21	-	30	-	1	1	-	-
18	1	3	-	19	1	22	2	1	1	2	1
14	2	2	1	10	-	28	1	3	1	13	5
17	1	-	-	28	-	36	-	4	-	12	8
12	-	2	-	43	-	72	1	1	-	2	-
12	-	-	-	55	-	142	6	1	-	-	-
6	1	1	-	72	-	131	9	2	-	12	-

患者数及び死亡者数

「人口動態調査」によつたものである。届出伝染病は伝染病届出規則に基づいている。

破 傷 風		ら い		トラホーム		呼吸器系の結核		その他の結核		食 中 毒	
患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
45	29	32	-	5 223	-	46 210	2 902	1 636	510	1 259	11
34	18	30	-	4 356	-	50 282	3 070	1 453	399	1 009	15
22	20	43	-	5 030	-	54 440	2 888	1 808	338	2 170	9
-	-	-	-	270	-	2 971	298	91	40	1	-
1	1	3	-	360	-	3 129	208	119	18	9	2
2	2	15	-	901	-	6 347	504	257	46	8	-
1	2	5	-	261	-	4 384	233	158	19	2	1
1	-	1	-	570	-	4 899	224	143	38	11	-
2	-	4	-	375	-	4 798	186	147	17	32	-
2	2	-	-	725	-	4 965	213	167	31	181	-
2	2	3	-	600	-	5 801	228	202	30	550	-
2	1	3	-	254	-	4 636	201	150	23	1 170	2
4	5	3	-	205	-	4 383	201	121	23	123	1
4	3	3	-	215	-	4 093	199	135	22	33	1
1	2	3	-	294	-	4 034	193	118	31	50	2

月 別 主 要 死 因

本表は「人口動態調査」によつたものである。

死 因	昭和 30 年	昭和 30 年	2 月	3 月	4 月
	総 数	1 月			
総 数	30 821	3 218	2 741	3 127	2 544
結核	2 694	285	232	279	234
呼吸器系の結核	382	43	31	31	37
その他	194	24	22	15	15
梅毒及び淋病	9	2	1	-	1
赤痢	221	9	10	7	10
肺炎	2	-	-	1	-
しんじょう	48	6	8	10	2
百日咳	4	1	-	-	-
髄膜炎	9	-	1	2	2
急激性肺炎	10	3	-	-	3
麻疹	184	8	21	30	39
伝染性及び寄生性として	2	-	-	-	1
分類されたその他の疾患	171	12	15	13	14
悪性新生物	4 230	323	288	339	280
良性及び性質不詳の新生物	276	29	25	23	20
糖尿病	96	7	10	14	5
中枢神経系の血管損傷	75	5	4	9	8
髄膜炎	4 207	434	405	459	385
リウマチ	91	7	10	8	9
熱	30	4	3	3	2
慢性リウマチ性心臓疾患	90	11	10	6	9
動脈硬化性及び変性性心臓疾患	1 674	201	146	179	138
その他の心臓疾患	593	73	60	85	51
心臓疾患に伴う高血圧症	76	13	8	4	6
心臓の記載のない高血圧症	304	37	31	33	16
インフルエンザ	32	2	5	15	7
肺炎(新生児肺炎を除く)	1 162	178	122	190	102
気管支炎	267	38	28	40	24
胃及び十二指腸の潰瘍	647	84	63	55	52
虫垂炎	60	3	2	7	2
腸閉塞及びヘルニア	236	13	18	26	21
胃炎12指腸炎、腸炎及び大腸炎	1 105	102	81	83	68
肝炎	460	39	37	43	34
腎炎及びネフローゼ	887	113	93	106	68
前立腺肥大症	3	-	-	-	-
妊娠分娩及び産褥の合併症	119	14	14	13	5
先天性奇形	173	17	15	14	15
出生時の損傷分娩後窒息	81	6	10	4	6
新生児の感染症及び肺不全拡張	228	46	31	23	19
その他の新生児固有の疾患及び性質不明の未熟児	1 027	149	112	103	88
精神病の記載のない老衰並びに診断名不適當及び不明の原因	3 465	399	311	362	287
その他のすべての疾患	2 385	267	231	255	219
自動車事故	401	38	41	30	33
その他の不慮の事故	1 082	88	86	94	86
自殺及び戦争行為	1 213	81	84	110	115
他	116	4	16	4	6

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

別 死 亡 者 数

死因は国際死因分類に基づいている。

5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
2 384	2 154	2 347	2 360	2 202	2 374	2 553	2 817
213	182	218	216	208	203	209	215
27	29	41	28	33	26	23	33
9	16	10	20	17	9	20	17
-	-	2	2	1	-	-	-
15	18	26	48	39	15	17	7
-	1	-	-	-	-	-	-
2	1	1	-	1	2	6	9
2	-	-	-	1	-	-	-
1	2	1	-	-	-	-	-
-	-	-	3	-	1	-	-
48	28	9	1	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-
7	9	20	22	19	13	14	13
365	376	355	375	383	384	375	387
24	18	21	26	18	40	16	16
11	7	7	5	6	9	9	6
5	10	3	6	5	5	6	9
324	254	280	249	279	331	393	414
5	7	7	14	6	8	7	3
5	2	1	3	2	-	4	1
7	7	10	2	3	7	11	7
137	102	88	121	110	124	161	167
49	38	43	23	25	26	47	73
9	6	-	6	2	4	10	8
31	30	18	14	19	22	31	22
2	-	-	-	-	-	-	1
86	68	60	48	50	50	75	133
16	15	13	12	17	22	19	23
43	45	41	38	52	49	55	70
5	7	13	9	2	-	3	7
15	15	20	26	17	26	21	18
68	70	116	132	102	105	80	98
32	37	34	33	35	40	50	46
66	56	56	51	50	73	75	80
1	-	-	-	-	1	1	-
6	10	10	7	10	13	6	11
13	16	14	10	15	11	7	26
3	7	10	14	7	1	8	5
7	10	8	16	14	11	15	28
64	56	76	73	56	73	77	100
263	216	259	261	228	270	306	303
161	164	171	170	177	178	186	206
31	23	30	47	28	34	34	32
86	73	141	102	68	72	79	107
111	107	103	116	88	105	88	105
9	16	10	11	9	11	9	11

第 21 表 年令別、月別死亡者数

本表は「人口動態調査」によつたものである。昭和27、28年は人口動態統計年報の確定数で、昭和29、30年は概数である。

年 月	総 数	0~4才	5~9才	10~14才	15~19才	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60才以上	年令不詳
昭和27年	32 697	6 067	633	311	742	1 279	1 190	994	1 103	1 374	1 697	2 031	2 320	12 952	4
28	31 842	5 199	611	273	696	1 252	1 166	908	984	1 219	1 577	2 099	2 376	13 572	-
29	31 432	4 260	652	275	690	1 225	1 183	1 014	966	1 258	1 573	2 113	2 476	13 745	12
30	30 821	3 700	623	264	544	1 098	1 101	881	858	1 195	1 643	2 034	2 372	14 491	17
1 月	3 218	489	43	24	53	94	118	92	82	133	146	196	225	1 522	1
2	2 741	382	49	24	38	87	84	73	84	88	134	164	203	1 329	2
3	3 127	374	56	23	45	112	106	77	70	105	169	182	222	1 581	5
4	2 544	335	43	21	55	88	91	73	70	99	146	173	179	1 170	1
5	2 384	268	48	16	34	88	91	70	80	109	124	187	192	1 075	2
6	2 154	242	50	23	45	89	73	55	80	73	120	145	176	982	1
7	2 347	260	69	35	52	93	107	84	50	104	111	181	198	1 003	-
8	2 360	277	69	24	49	104	94	83	72	89	128	170	156	1 043	2
9	2 202	227	41	18	47	86	67	61	66	90	131	154	201	1 013	-
10	2 374	221	56	8	45	91	98	59	70	100	124	141	190	1 171	-
11	2 553	239	46	19	33	78	83	70	67	87	150	183	227	1 269	2
12	2 817	386	53	29	48	88	89	84	67	118	160	158	203	1 333	1

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第 22 表 人体寄生虫卵保有者数

本表は各保健所運営報告によつたもので各年中の数字である。

年 次	検 査 人 員	虫 卵 保 有 者		虫 卵 の 種 別 (1人で数種の虫卵を保有する場合はそれぞれ計上した)		
		虫卵を認めたもの	百 分 比	蛔 虫	鞭 虫	12 指 腸 虫
昭和27年	247 113	121 589	49.2	103 823	20 626	12 040
28	265 062	111 440	42.0	84 381	16 337	9 887
29	232 217	75 576	32.5	58 162	7 855	5 142
30	124 307	31 142	25.1	23 831	5 162	2 910

(注) 資料 大阪府衛生部監理課。

第 24 章

司 法 及 び 警 察